

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第15回）

議 事 概 要

1. 日時 令和6年3月11日（月） 15時00分～17時00分
2. 会場 東京都内（オンライン併用）
3. 出席者

座 長	武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委 員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	東北大学名誉教授
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	田中 治	クウ動物病院グループ代表獣医師 日本獣医エキゾチック動物学会理事
	戸田 光彦	自然環境研究センター研究主幹
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学教授
	三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター院長 日本獣医エキゾチック動物学会会長

事務局	立田 理一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	水崎 進介	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	吉澤 泰輔	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	佐藤 啓一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室専門官
	野田 佳代子	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室専門官

4. 議事概要

座長の進行により、議事（１）、（２）について検討が行われた。

（１）犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準に関する検討について

事務局より、

資料1 本検討会における今後の検討スケジュールについて（イメージ）

について説明した。

事務局からの説明後、質問・意見等はなかった。

事務局より、

資料2 犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準の検討に係る現地実態調査 結果概要

参考資料2 現地実態調査結果

資料3 犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準の検討に係る業界団体ヒアリング 結果概要
について説明した。

事務局からの説明後、質問・意見等はなかった。

事務局より、

資料4 犬猫以外の哺乳類に関する基準案及び解説書の記載イメージ

について、以下のとおり説明した。

- 資料4は犬猫以外の哺乳類に係る基準案と関連情報をまとめた資料である。基準案を24項目で整理し、(a)から(f)の6つのパターンに分けてまとめている。改正基準案と解説書イメージについて記載をしているが、解説書については未完成であるため、今回の検討会では改正基準案についてご意見を頂戴したい。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- ③「輸送後の目視観察について」について、改正基準案には案1と案2があり、案1では輸送後に2日間以上状態を目視するという事になっている。犬猫以外の哺乳類の中には慣れない環境に移動後2日間の目視をするとすると、慣れない環境により長くいることによるストレスが懸念される種もいる。そのため案2のように、常設の店舗に帰ってきてから2日間目視するのが理にかなっているのではないかと。（委員）
- ③「輸送後の目視観察について」は何を対象にした規定か。移動販売される動物とペットショップに輸送される動物に対して検疫としての目的を想定していた。ペットショップに輸送する場合には輸送後そのペットショップが居場所になるため、そこから戻るといったことはどういうことなのか。（委員）
- 案1は犬猫と同様の基準であり、飼養施設への移動後に2日間目視する規定である。そのため普段ペットショップで飼育されている哺乳類がイベント販売会場に輸送される場合には、イベント販売会場自体が飼養施設にあたるため、イベント販売会場への輸送後も2日間目視が必要となる。そして、イベント販売会場で仮に残った哺乳類が元のペットショップに戻ってくる場合には、戻ってきた後も2日間目視が必要である。案2は、飼養施設について「常設に限る」と追記した。イベント販売会場は常設の飼養施設ではないため、ペットショップからイベント販売会場への移動後に、イベント販売会場での2日間目視は不要となる。一方で、イベント販売会場で売れ残った哺乳類がペットショップに戻ってきた場合、ペットショップは常設の飼養施設であるため、ペットショップでは2日間目視が必要となる。（事務局）

- 小動物の場合、イベント販売のために様々な場所から動物が集まる場合もあるだろう。案2の場合、どこで目視するのが曖昧にならないか懸念している。（委員）
- イベント販売会場で売れ残った哺乳類は飼養施設に戻されるはずであるため、案2の場合、戻ってきた飼養施設が常設であれば、当該飼養施設で目視観察が必要という想定。（事務局）
- 基準には実行性が重要であり、自治体での指導・監督に際して複雑ではないことが求められる。イベント販売では県をまたいでの移動・出店も想定される。それぞれ戻っていった先で2日間目視がなされているかを指導監督するとなると、実行性に懸念がある。案1と案2のどちらにしろと言っているわけではないが、煩雑であったり、実効性がない方法は避けたほうが良いと考える。（委員）
- 本来、目視による状態確認は2日間だけではなく常時行われるべきことであり、2日間と規定する必要性に疑問。また、動物の種類によっては普段と違う環境に目視のためだけに置かれることはストレスになる。現地実態調査による動物取扱業者の意見として記載されていた「イベント販売に出店した時には次の出店まで最低で1週間から10日空ける」といった考え方の方が動物にとってはよいのではないか。イベントを転々とすることは不適切。（委員）
- 実際の動物取扱業者の意見を踏まえると、イベント会場を転々として販売する形態を規制することも必要であると感じる。（委員）
- 1週間から10日という期間について、動物種によって必要期間は異なるだろう。ハムスターのような小さい動物にとっては1週間や10日は非常に長い期間となるが、アルパカ等の大きな動物にとっては1週間程度の期間を空けた方が良いかもしれない。また、今の論点として、普段の飼育環境との違いによる影響が重要であるだろう。普段の飼育環境とあまり変わらない環境を形成する、輸送中あるいは輸送後の配慮ができればよいかもしれない。そのためには輸送時間の長さや振動、輸送方法、温度等様々な条件を加味する必要があるため、他の論点とのつながりを意識して基準を作成する必要がある。（委員）
- 様々な販売形態があるため一概に規制することは難しいが、全般的に考えるとなると案2を原案とし、移動時は日々の目視観察よりもさらに丁寧に対応いただくという考えが良いのではないか。（委員）
- 移動販売の際に他県から移動する場合もあるだろう。県をまたいだ移動を伴う移動販売において、実効性のために、どの自治体が評価、指導するのかを検討いただきたい。（委員）
- 案2においてイベント販売会場から元々いた飼養施設に戻ってきた際に動物取扱業者による目視は、戻ってきた場所を所管する自治体が指導・監督することとなる。（事務局）
- イベント先においても、当然必ず業者がイベント期間中も毎日目視確認をするべきである。そういった移動先での健康管理や目視が適切に行われているかを指導・監督するのは移動先の自治体であるということか。（委員）
- その通りである。仮に2日間という規定ではなく、飼養施設に輸送された哺乳類について「販売するまで目視による観察をすること」等と規定を設けた場合、イベント販売会場の地域を所管する自治体が指導・監督する。（事務局）
- 移動の有無にかかわらず、販売にあたっては健康な個体を販売することが重要であり、目視観察は毎日するはずである。特に移動先においてはストレスがかかる可能

性があるため、動物取扱業者が普段よりも念入りに管理するよう、移動先の自治体が指導・監督するという認識で間違いないか。（委員）

- 輸送後であってもそうでなくても適用される条文はある。例えば「⑩健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について」において、哺乳類を飼養管理する際に不適切な状態、適切な健康が損なわれるような状態になってはいけないという規定は別途ある。また、⑨「状態悪化時の受診について」においても、体調悪化時には獣医師の診療を受けると規定されている。これらは移動の有無にかかわらず適用されるものであり、自治体が指導・監督するものである。（事務局）
- 「移動の時は特に注意すべきである」ということについて、移動時以外は手を抜いてよいということではないため、「移動時は特にストレスがかかるため」等と解説書に記載する形を想定している。（事務局）
- 目視規定に関しては案2を原案とし、元々の飼養施設に戻ってきた際には2日間より丁寧に目視を行うという規定の方向性とする。イベントの頻度に関する規定についても考慮していただきたい。（委員）
- 犬猫の場合は、販売前に健康を確認するという検疫としての目的での目視であったが、元々いた飼養施設に戻ってからの目視となると、目視の目的が犬猫と異なってしまう。その点も犬猫と整合性を付けた方が良いのではないか。（委員）
- 2日間余分に慣れない環境で飼養保管することでのストレスが指摘されているが、健康観察自体は当然に必要なものとの御指摘を頂いたため、それを踏まえ検討していく。（事務局）
- ①「温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性に関する飼育環境について」において、基準改正案2行目にある「低温又は高温により動物の健康に～」という部分は、湿度や換気も含め「温熱環境」と書き換えた方が良いのではないか。（委員）
- 犬猫の規定では「低温又は高温」と記載しており、犬猫以外の哺乳類についてどのように対応すべきか検討する。（事務局）
- ②「展示時間、展示を行わない時間について」について、夜行性の動物と昼行性の動物で扱いを変えるということだが、動物を夜行性と昼行性に明確に区分することができるのか疑問である。野生下では夜行性だが、日中人間に世話されることで日中に活動する動物種もあるかと思う。（委員）
- 自治体が指導監督する、あるいは動物取扱業者が展示時間を設定する上での参考となるよう、主だった哺乳類種に関しては解説書の中で夜行性の動物種、昼行性の動物種を例示する想定だった。（事務局）
- 本来野生下において夜行性か昼行性かについては判断可能かと思うが、飼育下では活動時間帯が変わることも多いため、野生下を基準にするか飼育下を基準にするか含め明確に線引きすることは、例えば代表例だけを想定したとしても難しいだろう。（委員）
- 特定成猫と同様の基準を夜行性の哺乳類にも当てはめる案なので、基本的には自然環境下を基準として夜行性の哺乳類を取り上げる想定である。詳細な検討事項は解説書の作成段階で検討予定。（事務局）
- 夜行性と昼行性の判断が難しい種類は8時から22時の間の12時間と規定するという認識で間違いないか。（委員）
- 夜行性の哺乳類は22時までという規定の対象は展示のみか。もしくは販売も22時ま

で可能となるのか。（委員）

- 特定成猫は販売対象にあまりならないため、特定成猫に関する特例の販売への適用事例が少なかつただけであり、法令として販売は20時までという規定はないかもしれない。（委員）
- 展示に関しては20時までで妥当かと思うが、犬猫以外の哺乳類の場合、夜行性の種類であれば幼体であっても22時まで販売可能であることは疑問である。（委員）
- お示しした飼養管理基準案では夜行性の哺乳類を年齢でしていないため、御指摘の整理はできていない。（事務局）
- 犬猫も含め販売時間に関する規定、もしくはそれに類するものに関して整理していただきたい。今回の犬猫以外の哺乳類については、整理結果を踏まえて対応することを想定。（委員）
- 触れ合いについて、現地調査報告を見ると展示会場で触れ合いをさせる事例も多いようである。ハムスター等、触れ合いがストレスになる種類もいるため、こうした触れ合いを規制するか、許容するのであれば触れ合いに慣らしておく順化が必要である。（委員）
- 順化をどこまで徹底できるかはわからないが、一定程度慣らしておかなければ、人に噛みつくことや、子供の触れ合い時への影響があるだろう。（委員）
- ⑳「社会化について」において、順化に関する記載をイメージとしてお示しした。解説書イメージにて、「親、兄弟姉妹『等』」と記載している部分で、哺乳類に触れ合いに用いる場合の対応について、ストレスの感じにくい個体に育てるために幼少期に触れ合い環境を用意する等、何らかの記載を想定している。（事務局）
- 例えば馬の場合、馬運車に慣らす等、移動時には移動に慣らすということも含めて解説書に記載いただきたい。（委員）
- 触れ合い時の員数規定について、具体的な人数は設定するか。（委員）
- ⑬「動物への接触方法について」について、飼養管理基準案としては「顧客による不適切な触れ合いが生じた場合に直ちに対応するために必要な人数を確保する」とした上で、解説書イメージとして、必要な人数や職員1人当たりの顧客等の上限人数について記載をする想定。詳細は解説書の作成時に検討予定だが、不適切な触れ合いがあったときに直ちに対応できる程度の人数を想定している。（事務局）
- 動物に接触をする目的は業者によって異なるだろう。販売業者が取り扱う動物は、中にはストレスに弱い個体もあり、必ずしも触れ合いに慣れさせる必要がないが、展示業者や販売業者が取り扱う動物は、不特定多数の人に触られることや接することに慣らさなければならない。そのため馴化に関する規定は業種によって分けるとよいだろう。（委員）
- 海外において推奨される飼育方法と、日本で一般的な飼育方法もしくは日本で推奨されている飼育方法が異なる場合があるが、エビデンスがある方法についてはその方法に意識的に寄せていただけるとよい。例えばイギリスの文献では、ウサギのペア飼育を推奨しており、家で飼育する場合のケージの広さも2m×3mを推奨している。（委員）
- 厚生労働省が「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003」を出しているため、業者区分や動物種等において、それと整合性をとる必要があるのではないと思う。整合性をとることにより、触れ合いについて、解説書ではな

く基準に記載することのできる内容もあるかもしれない。（委員）

- 「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003」は詳細な資料であり、基準案での記載には限界もあるため、解説書の作成段階で検討したい。触れ合いの基準案である手指消毒等についてはガイドラインと考え方は共通している。（事務局）
- 「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003」はほとんど衛生管理について書かれている。（委員）
- 「販売」とは一般的に一連の行為においてどの部分を指すのか。（委員）
- 販売に関する一連の行為をすべて含む。販売行為を法的に評価すると売買契約という考え方となるが、販売行為自体は、金銭を受け取る、引き渡す、説明をするといった行為すべてを含めて販売行為としてよいかと思う。（委員）

（2）その他について

- （2）その他について、事務局からあるか。（座長）
- 特に無い。（事務局）

（まとめ）

- 今回いただいた意見をもとに、基準案に関して改めて情報を整理する必要がある部分があるが、そちらは改めて皆さんにお示しする。（座長）
- 元々積み残しの課題もあり、また新しい課題として再度整理し直す部分もご指摘いただいた。そういった部分も踏まえて整理し、座長と検討の上皆様にもご意見を伺いたい。（事務局）

以上